

静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱

(目的)

第 1 条 静岡県内の一般社団法人静岡県食品衛生協会会員に HACCP の概念に基づく衛生管理システムの導入を推進するため、一定水準以上の管理が認められた施設を HACCP (以下「ミニ HACCP」という) 導入施設とし、会長の承認するための必要事項を定めて、衛生的な製造加工とともに、食品の安全性を確保することにより県民の信頼の向上を図ることを目的とする。

(承認の定義)

第 2 条 会長の承認とは、静岡県内の食品関連施設に対して、別に定める静岡県ミニ HACCP 承認実施要領 (以下「実施要領」という。) の承認基準に則して製造、加工、調理若しくは処理等されていることを一般社団法人静岡県食品衛生協会会長が承認する行為をいう。

(承認の対象)

第 3 条 会長の承認する対象は、当協会会員が静岡県内に所在する食品関連施設 (食品衛生法第 13 条に定める総合衛生管理製造過程の承認対象業種の施設も含む) とする。

(承認の申請)

第 4 条 承認を受けようとする事業者は、静岡県ミニ HACCP 承認申請書 (様式第 1 号) を会長に提出しなければならない。

2 会長の承認を受けようとする事業者は、別表に定める承認審査料を納付しなければならない。

(承認の審査)

第 5 条 会長は、承認申請のあった施設の実地調査等を行うとともに、承認の適否について審査する。

(承認の決定と通知)

第 6 条 会長は、第 4 条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が承認基準に適合していると認めるときは承認し、当該事業者に対して承認証 (様式第 2 号) を交付するものとし、これを承認しないときは、その旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 7 条 承認後、承認事業者が第 4 条第 1 項の規定による申請内容を変更しようとする場

合は、変更届(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 承認後、承認事業者が承認された食品の製造、加工、調理若しくは処理等を廃止した場合は、廃止届(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(取下願)

第9条 第6条に基づく承認を受けた事業者が、その承認の取り下げを願う場合は、取下願(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(承認の期間)

第10条 承認の期間は、承認通知日から3年とする。

(承認の更新)

第11条 前条の承認の期間は、当該承認を受けた者の申請により更新することができる。

2 前項に基づき承認の期間を更新しようとする者は、当該承認期間満了日の2ヶ月前までに、申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(報告の要求、検証等の実施)

第12条 会長は、事業者に対してその業務に関する報告を求め、当協会指導員等に承認施設を検証させ、承認に関して、帳簿、書類その他の物件を検証させることができる。

(改善の指示)

第13条 会長は、前条の規定による検証の結果、承認基準に適合していないと認めるときは、当該承認事業者に対して、その改善を指示するものとする。

(承認の取消)

第14条 会長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 食品衛生上、重大な事故を起こした場合。
- (3) 不正な手段によって承認を受けたとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該取消の日から1年を経過しなければ新たに承認を受けることができない。

(補則)

第15条 この要綱で定める承認に関する事務については、別途実施要領で定めるものとする。

る。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条第2項関係）

分類	区分	金額	
		新規	更新
A	飲食店営業	10,000円	6,000円
B	集団給食施設	10,000円	6,000円
C	販売業	10,000円	6,000円
D	処理業	100,000円	60,000円
E	製造業	100,000円	60,000円

(消費税込)

* 納入先

- 銀行 静岡銀行県庁支店
普通預金 No 0086952
一般社団法人 静岡県食品衛生協会
代表理事 山崎 信男

- 郵便振替
口座番号 00120-1-7401
口座名 一般社団法人 静岡県食品衛生協会

なお、送金手数料は、貴社にてご負担頂きますよう、お願いします。

別 紙

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 静岡県食品衛生協会長 様

所 在 地
名 称 (地域食品衛生協会長)
代表者氏名

静岡県ミニHACCP承認申請について

静岡県ミニHACCP承認実施要綱第4に基づく静岡県ミニHACCP承認申請を別添のとおり受理したので進達します。

記

申請施設数

施設

様式第1号

平成 年 月 日

一般社団法人 静岡県食品衛生協会長 様

ふりがな
施設名

郵便番号

申請者 住 所

(法人に有っては、主たる事務所の所在地)

ふりがな
氏 名 印

(法人に有っては、名称及び代表者の氏名)

静岡県ミニ HACCP 承認申請について

静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第4条に基づく静岡県ミニ HACCP の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 (ふりがな) 施設名
- 2 所在地
〒
- 3 対象食品名
- 4 業 種
- 5 添付書類
 - (1) HACCP チーム編成表
 - (2) 製品説明書
 - (3) フローダイヤグラム
 - (4) CCP 整理表(記録様式添付)
 - (5) 危害リスト又は、HACCP 総括表
 - (6) 一般的衛生管理基準マニュアル

様式第1号の2（継続用）

平成 年 月 日

一般社団法人 静岡県食品衛生協会長 様

ふりがな
施設名

郵便番号

申請者 住所

(法人に有っては、主たる事務所の所在地)

ふりがな
氏名

印

(法人に有っては、名称及び代表者の氏名)

静岡県ミニ HACCP 承認申請について

静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第11条に基づく静岡県ミニ HACCP の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 対象食品名

2 添付書類

- (1) 製品説明書
- (2) フローダイヤグラム
- (3) CCP 整理表
以上は、継続時に必ず添付
- (4) 危害リスト又は、HACCP 総括表（変更のない場合は省略できる）
- (5) 一般的衛生管理基準マニュアル（変更がない場合は省略できる）

*記録様式については、変更があった場合、変更後の記録様式を添付すること。

静岡県ミニHACCP

承認証

申請者

施設名

所在地

食品名

業種

平成 年 月 日付け申請について、静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第6条に基づき、下記の条件を付けて承認します。

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会

会長 ○○○ ○○○

記

有効期限 平成 年3月31日まで

当協会が指定した静岡県ミニ HACCP 事業指導員の立ち入り検査を受け、CCP整理表等に記載された事項が実施されていない場合は、承認を取り消すことが有ります。

様式第 3 号 (変更届)

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会長 様

郵便番号

届出者 住 所

(法人に有っては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人に有っては、名称及び代表者の氏名)

静岡県ミニ HACCP 承認変更届

下記のとおり変更を生じましたので、静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第 7 条に基づき届出ます。

記

- 1 承認の対象食品名
- 2 施設の名称及び所在地
施設名
- 所在地 〒
- 3 承認年月日及び承認番号
平成 年 月 日 第 号
- 4 変更事項及びその内容
- 5 変更年月日
平成 年 月 日

様式第4号（廃止届）

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会 様

郵便番号

届出者 住 所

（法人に有っては、主たる事務所の所在地）

氏 名 印

（法人に有っては、名称及び代表者の氏名）

静岡県ミニ HACCP 承認廃止届

下記のとおり廃止しましたので、静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第8条に基づき届出ます。

記

- 1 承認の対象食品名
- 2 承認年月日及び承認番号
平成 年 月 日 第 号
- 3 廃止年月日
平成 年 月 日
- 4 廃止した理由

* 「承認証」添付のこと

様式第5号（取下願）

平成 年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会長 様

郵便番号

届出者 住 所

（法人に有っては、主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人に有っては、名称及び代表者の氏名）

静岡県ミニ HACCP 承認取下願

下記のとおり認定を取下げたいので、静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱第9条に基づき届出ます。

記

- 1 承認の対象食品名
- 2 取下を願う施設の名称及び所在地
施設名

所在地
- 3 承認年月日及び承認番号
平成 年 月 日 第 号
- 4 取下を願う理由

「静岡県ミニ HACCP 承認事業」実施要領

1 目的

この要領は、静岡県ミニ HACCP 承認（以下「承認」という。）について、一般社団法人静岡県食品衛生協会が行う事務並びに事業者が行う申請手続き等を定めるものとする。

2 要旨

- (1) 承認を受けようとする事業者は、静岡県ミニ HACCP 承認実施要綱(以下「要綱」という。)第 4 条に規定する申請書に必要な書類を添えて、会長に申請する。
- (2) 会長は、提出された書類を確認し、承認基準に適合しているかの審査を承認審査会（以下「審査会」という。）に依頼する。
- (3) 審査会で承認基準に適合していることを確認した場合は、事業者に承認証を交付する。
- (4) 会長は承認に係わるプログラムが確実に実施されていることを確認する。

3 承認審査会

- (1) 審査会は、静岡県ミニ HACCP 指導員及び行政等 15 名以内の委員で構成する。
- (2) 審査会は、会長の依頼に基づき、承認基準に適合しているかを審査し、その結果を会長に報告する。
- (3) 委員(国、県の職員である委員は除く)が審査会等の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

4 承認基準

- (1) CCP が適性に設定されていること。
- (2) CCP のモニタリング、改善措置の対応が可能なこと。
- (3) 衛生管理基準（別表 1）に適合していること。

5 承認の申請手続き等

要綱第 4 条に定める承認の申請書等は具体的には次のとおりとする。

- (1) 申請手続き
 - ア 申請書の様式は、要綱の様式第 1 号による。
 - イ 承認を受けようとする事業者は、申請書を営業施設の所在地を所管する地域食品衛生協会へ提出する。
 - ウ 地域食品衛生協会は、当該申請書を受理後(一社)静岡県食品衛生協会へ送付する。
 - エ 申請書は施設ごとに 1 部作成し、提出する。
 - オ 承認審査料は、要綱第 4 条第 2 項に定める額を納める。
- (2) 申請書に添付すべき資料
要綱第 4 条に規定する申請書に添付する資料は、別表 1 の衛生管理基準の項目に記するものとする。

(3) 申請の時期

- ア 新規申請書の受付は、毎年1月5日から1月末日とする。
- イ 更新申請書の受付は、要綱第11条第2項の規定のとおり、満了の2ヶ月前までとする。

6 HACCP 指導員

- (1) 静岡県ミニ HACCP 承認に係わる申請書等の作成指導及び現地調査を行うためにミニ HACCP 指導員（以下「HACCP 指導員」という。）を置くことができる。
- (2) HACCP 指導員は、ミニ HACCP に係わる専門知識を有する者と会長が認めた食品衛生監視員経験者、又は同等の知識・経験を有する者とする。
- (3) HACCP 指導員が作成指導、現地調査など職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

7 審査

(1) 申請書の審査

審査会は、申請に係わるプログラムが要領4に定める承認基準に適合しているかを審査する。
また、必要に応じて、申請書及び申請書に添付すべき書類の内容について、申請者から詳細な説明を受けることができる。

(2) 現地調査等

- ア 承認に当っては、申請の内容及び試行により得られた記録等について現地調査を行う。
- イ 上記アで実施した現地調査に基づく指摘・指導事項に関する改善状況の確認等の調査を行い会長に報告する。

8 承認

(1) 承認証等の交付

会長は、申請内容を承認したときは、承認証を交付し、希望申請者には承認プレートを作成し有料にて頒布する。

(2) 承認内容の連絡等

会長は、承認した施設を所管する地域食品衛生協会に承認証及び承認プレートの交付を依頼する。

9 承認後の事務

(1) 当該施設の検証

承認を受けた施設を要綱第12条に基づく検証を1年に1回以上行い、承認されたプログラムが日常的に確実に実施されているかを確認する。

(2) 改善等の指示

事業者が承認に係わるプログラムを確実に実施していない場合、またはその一部を要綱第7条の規定による届出をせず変更したことが判明した場合は、要綱13条に基づく改善を指示する。

(3) 承認の取り消し

会長は、要綱第14条に該当すると認められる場合は、承認を取り消すことを検討し、取り消しを

行った場合はその旨を事業者に通知する。

10 変更にかかわる届出等

事業者は、承認に係わるプログラムについて、要綱第 4 条第 1 項の規定による申請内容を変更しようとする場合は、要綱第 7 条の規定により変更届（様式第 3 号）を所管する地域食品衛生協会へ提出する。

地域食品衛生協会は、変更届を受理後（一社）静岡県食品衛生協会へ送付する。

なお、要綱第 8 条に規定する廃止届け及び同第 9 条に規定する取下願についても同様とする。

11 その他

(1) 事業者への助言

指導員は、事業者から承認に関する問い合わせ等があった場合は、適切に助言を行う。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、ミニ HACCP システムによる衛生管理等に係わる知識等の習得に努めるとともに、食品の製造、加工、調理及び処理に関わる全ての従業員に対しても、当該知識等を十分に習得させるように努めなければならない。

イ 事業者は、当該施設から食中毒等の健康被害を生じるおそれがある事例が発生した場合には、当該施設を管轄する行政機関に報告する手順を定めておく。

別表 1 衛生管理基準

次の書類を作成され、食品衛生上の危害発生を防止するよう適正に管理されていること。

なお、4、5及び6の書類については、総括表等により一括記載することができる。

1 製品説明書

- (1) 製品の名称及び種類
- (2) 原材料の名称
- (3) 添加物の名称及び使用量
- (4) 容器包装の形態及び材質
- (5) 製品の性状及び特性、製品の規格
- (6) 賞味期限（又は消費期限）及び保存方法
- (7) 喫食又は利用の方法
- (8) 流通上の注意事項
- (9) 販売を対象とする消費者層

2 工程に関する書類

- (1) 受入れ工程
- (2) 原材料の保管工程
- (3) 製造加工処理工程
- (4) 放冷、冷却工程（加熱工程がある場合に限る）
- (5) 盛付け、包装箱詰め工程
- (6) 製品の保管・出荷工程
- (7) 容器洗浄殺菌工程（給食施設に限る）

3 施設の図面

- (1) 施設の構造及び設備の配置
- (2) 作業場内の清浄度に応じた区分
- (3) 製造・調理加工工程における製品等の移動の経路
- (4) 従事者の配置及び動線

4 2の工程における危害の原因となる物質の特定等に関する書類

- (1) 生物学的危害
- (2) 化学的危険
- (3) 物理的危険

5 危害の発生を防止するための措置に関する書類

- (1) 危害に対する評価
- (2) 危害に対する発生要因の特定
- (3) 危害に対する防止措置
- (4) 重要管理点についての管理基準
- (5) 管理基準についてのモニタリング方法

6 管理基準を逸脱した場合の改善措置に関する書類

- (1) 製品に対する改善措置
- (2) 工程に関する改善措置

7 一般的衛生管理に関する書類

- (1) 施設・設備の衛生管理
- (2) 従事者の衛生教育
- (3) 施設・設備、機械器具の保守点検
- (4) そ族昆虫等の防除
- (5) 使用水の衛生管理

- (6) 排水及び廃棄物の衛生管理
- (7) 従事者の衛生管理
- (8) 食品等の衛生的な取扱い
- (9) 製品の回収プログラム

8 検証に関する書類

- (1) 記録の点検方法
- (2) 製品等の試験検査による確認方法
- (3) HACCP プランの見直しの方法

9 記録の方法に関する書類

モニタリング、改善措置、一般的衛生管理及び検証の実施結果の記録方法

10 管理体制に関する書類

HACCP についての専門的な知識及び技術を有する者を含めた HACCP チームに関する書類



静岡県 三二 HACCP 事業

